

器具給水負荷単位表

専用住宅

給水装置工事申込者：

器具名	給水栓等	口径 (mm)	器具負 荷単位	水栓数	負荷単位数	備考
大便器	洗浄弁	25	6			注1
〃	洗浄タンク・ボールタップ・併用洗浄（注2）	13	1			
給水管付大便器	洗浄弁	13	1			
簡易水洗大便器	洗浄タンク・ボールタップ	13	0.5			
小便器	洗浄弁	13	1.5			
〃	小便水栓	13	0.5			
洗面器	給水栓・湯水混合水栓・シャワー	13	1			注3
手洗器	給水栓・湯水混合水栓	13	0.5			
台所流し	〃	13	2			注4
洗濯流し	〃	13	2			
〃	〃	20	3			
掃除流し	〃	13	2			注5
〃	〃	20	3			
浴槽流し	〃	13	2			注6
〃	〃	20	3			
浴槽洗い場流し	給水栓・湯水混合水栓・シャワー	13	1			
浴槽	湯はり機能付給湯器	13	1			注7
〃	〃	20	1			
シャワー	シャワー	13	1			
浴室一式	浴槽・シャワー・洗水（大便器洗浄タンク含む）	13	3			
〃	〃	20	6			
〃	〃（大便器洗浄弁を含む）	25	10			
湯沸器	貯湯式（減圧弁口径20mm）	13	0.5			注8
〃	貯湯式（減圧弁口径25mm）	20	1			
〃	瞬間式（16号以下）	13	0.5			
〃	瞬間式（17号以上）	20	1			
太陽熱温水器	ボールタップ	13	0.5			
車庫・散水	給水栓	13	1.5			注9
〃	〃	20	3			
つくばい・ししおどし	〃	13	0.5			
ウォータークーラー		13	0.5			
食器洗浄機		13	0			注10
自動製水機	空冷式	13	0			
浄水器		13	0			
ミストサウナ		13	0			
ゲートバルブ	ゲートバルブ（栓なし）	13	1			
〃	ゲートバルブ（栓なし）	20	3			
合 計						

指定給水装置工事事業者：

注1：トイレを多数設けた場合でも設置する用具の最大数とする。

2：併用洗浄とは、タンク水と水道直結水の併用による洗浄方式を示す。

3：洗面器とは、排水栓があり器に水（湯）が溜められるもの。手洗器とは、排水栓がなく器に水（湯）が溜められないもの。

4：2槽式で2栓並列設置するときは、3点とする。

5：床洗い用水栓は、掃除流しとする。ただし、屋外を除く。

6：浴槽流しとは、カランで浴槽に水（湯）が溜められるもの。洗い場流しとは、浴槽に水（湯）が溜められないもの。

7：浴槽に直接給湯又は給水できる湯水混合水栓等が設置されている場合は、加算しない。

8：単独給湯栓（湯はり、食器洗浄機を除く。）又は元止め式給湯器のとき加算する。

9：3栓まで1栓分の単位とみなし、以後1栓ごとに加算する。共同住宅及び店舗付住宅は、専用住宅とみなす。用途が未定の場合は、用水型（その他）とみなす。

10：給湯接続の場合も含む。

11：上記以外の用具及び給水負荷単位が決められていない項目は、別途協議すること。